

令和4年3月29日

県の意見に対する対応について

1 意見の対象となった特定小売商業施設の名称及び新設に係る土地の所在地

(仮称) イオンモール北福島

伊達市堂ノ内地区1街区232画地他289筆

(伊達市堂ノ内土地区画整理事業地内)

2 県の意見(条例第14条第1項)【令和4年2月25日付け通知】

都市計画法に基づく堂ノ内地区計画(令和3年2月5日伊達市決定)を踏まえた特定小売商業施設の出店計画については、その規模ゆえに複数の市町村のまちづくりに与える影響があることから、関係市町村が推進する商業まちづくりに係る取組と連携を図るとともに、当該地区計画における土地利用の方針の実現に向け、適切な事業運営に取り組むこと。

3 意見対応報告書(条例第14条第4項)【令和4年3月15日付け収受】

(1) 対応の内容

関係市町村と連携し、地元産品の積極的な活用・販売協力、イベントスペースの活用、地域周遊の仕組みづくりを行い、また、堂ノ内地区計画の内容に適合した健全な市街地の形成に向けて取り組んでまいります。

(2) 上記対応の理由

関係市町村が推進する商業まちづくりに係る取組に配慮した適切な事業運営に取り組むため。